

## 白馬村太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱

平成24年3月30日  
白馬村告示第12号

(趣旨)

第1 この要綱は、地球温暖化防止並びに環境負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図るため、住宅等に太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年白馬村規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において「システム」とは、低圧配電線と逆潮流有り（電力が余った場合に電気事業者に送電することをいう。）で連系し、住宅などの内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を備えた各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に居住し、住民登録又は外国人登録している者（年度内に居住予定の者を含む。）
- (2) 住宅に太陽光発電システムを設置する者（当該住宅が自己の所有に属さないものであるときは、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者に限る。）
- (3) 一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する者をいう。）と、電灯契約及び余剰電力の販売契約の締結ができる者
- (4) 補助対象者及び同一家屋に居住する世帯全員が村税等村に対する債務を滞納していない者

(対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるシステム（未使用品に限る。）の設置に要する費用（工事に要する費用を含む。）とする。

太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具

2 補助金の額は、システムを構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に3万円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、12万円を限度とする。

(交付の申請)

第5 補助金の交付の申請をしようとする者は、太陽光発電システム普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しな

なければならない。

- (1) 設置者及び同居家族の納税状況、上下水道料の納付状況を確認することに対する同意書（様式第2号）
- (2) システムの設置に関する見積書の写し（金額の内訳が分かるもの）
- (3) 設置予定箇所の位置図（住宅案内図等）
- (4) システムの形状、規格等が分かるもの（パンフレット等）

（事業の変更）

第6 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付決定後事業の内容を変更しようとするときは、太陽光発電システム普及促進事業変更申請書（様式第3号）を村長に提出し、承認を得なければならない。

（実績報告）

第7 補助事業者は、補助事業が完了したときは、太陽光発電システム普及促進事業実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) システムの設置状況を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し

（補助金の請求）

第8 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、太陽光発電システム普及促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（協力）

第9 村長は、補助事業者に対し、売電量及び買電量データの提示など必要な協力を求めることができる。

（委任）

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。